

請願第 19号

令和6年 9月 2日

川崎市議会議長 青木功雄様

多摩区
おし沼レパード
会員

平中学校第二グラウンドにおける川崎市埋蔵文化財保存活用
センターの設置に関する請願

請願の要旨

教育委員会文化財課により、平中学校第二グラウンドに川崎市埋蔵文化財保存活用センターの設置が計画されています。現在地域で行われている活動、地域の防災上の問題を退けてまでこの地に必要な施設であるとは考えられないため、第二グラウンドが候補地となった経緯の詳細な説明並びに計画及び候補地の再検討を要望します。

請願の理由

1 施設設置による効果について

発掘調査に伴う出土品は、鑑査を経て文化財と認定されてもほとんど所有者が判明しないため、所有権は国庫に帰属となりますが、公共団体へ譲与することが原則とされています。そして、文化庁からは、文化財を地方公共団体へ譲与する際に、適切な施設において一括して保存・活用することが求められています。

したがって、埋蔵文化財を保存・活用する施設の設置趣旨は理解できますが、市民からの税金を基に施設を設置するのであれば、地域住民の利用といった限定的な対象ではなく、より多くの市民が利用することができ、効果が

見込まれる施設であるべきです。

当初の説明資料では「平中学校への効果」、「地域住民の方々への効果」、「少人数で打合せができるスペース」と、地域への効果の記載がありました。自治会及び利用団体への説明時の資料においては一転し、埋蔵文化財を一箇所に集約し、適切な整理・保管を行うことを主とした施設設置計画になっています。

埋蔵文化財の整理・保管が主目的であるとする、地域にとって施設設置の効果は乏しいと言えます。さらに、埋蔵文化財に触れ、理解を深めていただくのであれば、現状の分散保管場所の数か所を拠点とし、そこから市内各所へと赴く方が効率的に思えます。

また、埋蔵文化財保存活用センターとうたうのであれば、埋蔵文化財を整理・保管することができ、かつその場においてより多くの市民に向け、有効な事業が実施できる施設設置を検討すべきと考えます。

2 現利用団体が活動を継続できる代替地について

おし沼自治会の「おし沼クラブ」及び「おし沼レパード」が本市の学校施設開放として、平中学校第二グラウンドを利用しています。

おし沼レパードは、地元の小学生が所属する軟式少年野球チームで、平日の午後や土日に当該グラウンドで有益な活動をしており、そのかいあってここ数年成績を伸ばし続け、今年度は神奈川県で第3位の結果を収めることができました。

野球に限らず、市内には子どもたちが伸び伸び身体を動かせる場所が十分にあるとは言えません。「スポーツに安心して取り組める環境を整えてほしい。」という声は市にも多く寄せられており、子どもたちの活動の場を縮小することは地域からの要望に背を向けることとなります。

また、おし沼クラブはシニアが多数所属し、グラウンドゴルフを通して健康推進や親交を深めています。年配者が多く、移動手段に乏しいため、当該グラウンドが利用できなくなった際には活動存続の危機に直面する可能性があります。

説明資料において代替地を紹介していただいているのですが、活動に必要な広さや、他の利用者の安全配慮といった点で、現状の活動が制限されてしまう

おそれがあり、困惑しています。

文化財課が責任を持ち、現状の活動が継続できる代替地の確保若しくは計画や候補地の再検討をお願いいたします。

3 震災時における避難場所の確保について

文化財課は、当該グラウンドについて校舎から離れている、学校教育活動での利用が少ない、地域の避難場所に指定されていない等の理由から、川崎市埋蔵文化財保存活用センターの設置候補地としています。

また、当該グラウンドは「一時避難場所」ではあるが、市の指定する「指定避難所・指定緊急避難場所」ではないと説明しています。

しかし、「川崎市地域防災計画震災対策編」「第2部予防計画、第1章防災都市づくり、第1節基本的な方針」において、「市街地の整備による避難空地・避難道路等の確保」とあります。また、「第5節オープンスペースの確保」では、「公園緑地は、市民のいこいの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、震災時には、避難場所、避難路、市街地の延焼防止、道路等の復旧に供するオープンスペースとしての機能を持っている」とあります。

当該グラウンドは公園緑地ではありませんが、公園緑地に準じ、「避難場所、市街地の延焼防止、道路等の復旧に供するオープンスペース」としての機能が備わっていると考えられます。この地域の指定避難所・指定緊急避難場所である平中学校の校庭は、他の学校の校庭と比較すると狭いため、同校から近い当該グラウンドが避難場所や復旧に供するオープンスペース等として利用できなくなることは、地域に暮らす住民として非常に不安が残ります。

4 令和6年予算審査特別委員会での答弁にある「丁寧な対応と調整」について

埋蔵文化財保存活用センターの設置計画における答弁では、「検討候補地の利用者や地元関係者等に説明を重ねる」とあります。

令和5年8月23日に令和6年度の予算編成方針が決定されましたが、おし沼自治会、おし沼クラブ、おし沼レパードと文化財課とが直接意見を交換する場が設けられたのは、令和6年6月30日が初めてです。

なぜ、予算編成の前に利用団体や地元関係者等に説明をすることができなかったのでしょうか。予算編成後に利用団体等への説明を行うのでは、設置

が既定路線であると思われ、誠意を感じることはできません。

また、第二グラウンドが教育委員会の管理地でかつ校舎から離れた場所にあるという理由だけで、十分な検討がされないまま安易に候補地に選択されたという印象が拭えません。

6月30日の説明会において、市役所内で検討を重ねた結果とのことでしたが、第二グラウンドが候補地となるまでの間に他部局が所管する市有地全てを検討し、獲得のために努力した話を聞くことはできませんでした。

現在利用している団体の活動を制限し、防災面にも不安が残る中で、このような立地条件の地に設置することで本当に地域住民や他の多くの市民に望まれる効果が見込めるのか、更に丁寧な説明と調整を望みます。

5 埋蔵文化財等に対する行政の責任について

平成6年第3回定例会にて、議員から「市民ミュージアムは飽和状態であるため埋蔵文化財センターの早期建設」の提言があり、教育長からは「出土遺物のよりよい保管、展示、活用の方法を総合的に検討してまいりたいと考えております」と答弁がありました。

センターと名の付く施設であるなら、そこで全ての関連業務が遂行できることが必須条件であると思いますが、30年の時を経て保管が主であると思える計画には戸惑いを隠せません。

埋蔵文化財等を適切に整理・保管し後世に伝えるのは行政の責任であり、そのための予算をつけようとしなない財政部署と、切迫感、危機感、新たなアイデアをもって予算を獲得しようとしなない文化財課の怠慢であると考えられます。

よって、土地を市に譲り渡した方の思い、現在地域で行われている活動、地域の防災上の問題を退けてまでこの地に必要な施設であるとは考えられず、第二グラウンドが候補地となった経緯の詳細な説明及び計画や候補地の再検討を要望します。

紹介議員

矢	沢	孝	雄
田	倉	俊	輔
河	野	ゆかり	
井	口	真	美
三	宅	隆	介
吉	沢	章	子